

むつ市議会第238回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成30年12月20日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第65号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第66号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第67号 工事請負契約の一部変更契約について
(荒川橋架替工事について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更するためのもの)
- 第4 議案第68号 指定管理者の指定について
(むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場)
- 第5 議案第69号 指定管理者の指定について
(むつ市菅宮後牧野外4施設)
- 第6 議案第70号 指定管理者の指定について
(むつ市水川目地区堆肥センター)
- 第7 議案第71号 市道路線の廃止について
- 第8 議案第72号 市道路線の認定について
- 第9 議案第73号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (大間町)
- 第10 議案第74号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (東通村)
- 第11 議案第75号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (風間浦村)
- 第12 議案第76号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について (佐井村)

【民生福祉常任委員会からの申し出】

- 第13 請願の閉会中の継続審査について

【委員等の選挙】

- 第14 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 原 田 敏 匡 | 2番 | 山 本 留 義 |
| 3番 | 佐々木 隆 徳 | 4番 | 工 藤 祥 子 |
| 5番 | 横 垣 成 年 | 6番 | 目 時 睦 男 |
| 7番 | 野 呂 泰 喜 | 8番 | 石 田 勝 弘 |
| 10番 | 東 健 而 | 11番 | 佐 賀 英 生 |
| 12番 | 富 岡 修 | 13番 | 大 瀧 次 男 |
| 14番 | 中 村 正 志 | 15番 | 濱 田 栄 子 |
| 16番 | 浅 利 竹 二 郎 | 17番 | 佐々木 肇 |
| 18番 | 齐 藤 孝 昭 | 19番 | 富 岡 幸 夫 |
| 21番 | 川 下 八 十 美 | 22番 | 半 田 義 秋 |
| 23番 | 菊 池 光 弘 | 24番 | 岡 崎 健 吾 郎 |
| 25番 | 鎌 田 ち よ 子 | 26番 | 白 井 二 郎 |

欠席議員（2人）

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 9番 | 菊 池 広 志 | 20番 | 村 中 徹 也 |
|----|---------|-----|---------|

説明のため出席した者

| | | | |
|--------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 市 長 | 宮 下 宗 一 郎 | 副 市 長 | 鎌 田 光 治 |
| 副 市 長 | 川 西 伸 二 | 教 育 長 | 氏 家 剛 |
| 公 営 企 業 者 管 理 者 | 花 山 俊 春 | 代 監 査 委 員 | 齊 藤 秀 人 |
| 総 務 部 長 | 村 田 尚 | 企 画 政 策 長 | 吉 田 和 久 |
| 財 務 部 長 | 吉 田 真 | 財 税 調 整 部 務 監 | 赤 坂 吉 千 代 |
| 民 生 部 長 | 中 里 敬 | 福 祉 部 長 | 瀬 川 英 之 |
| 健 康 推 進 部 長 | 徳 田 暁 子 | 子 ども もい 長 | 須 藤 勝 広 |
| 経 済 部 長 | 三 上 達 規 | 都 市 整 備 長 | 光 野 義 厚 |
| 川 内 庁 舎 長 | 二 本 柳 茂 | 大 所 畑 庁 舎 長 | 坂 井 隆 |
| 会 管 総 理 出 納 室 長 | 畑 中 秀 樹 | 選 挙 管 理 委 員 局 長 | 濱 田 賢 一 |

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

12月12日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第12 委員長報告、

質疑、討論、採決

○議長（白井二郎） 日程第1 議案第65号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例から、日程第12 議案第76号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてまでの12件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第65号及び議案第73号から議案第

76号までについて、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（8番 石田勝弘議員登壇）

○8番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第65号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、障害者の日常生活を支援するために市が行っている、地域生活支援事業の実施に関する事務について、情報提供ネットワークシステムによる独自利用事務として情報連携を行うためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、このような情報連携について、条例で規定するのは今回が初めてか、また、今後も情報連携が広がる可能性はあるのか、さらに、情報セキュリティ対策は万全かとの質疑があり、理事者側から、平成27年にむつ市個人番号の利用に関する条例を制定し、ひとり親家庭等医療費給付事務、重度心身障害者医療費支給事務、乳幼児等医療費給付事務及び外国人に対して生活保護法に準じて行う生活保護の措置に関する事務の4つの事務について、市の独自利用事務として情報連携を実施しているところであり、今後についても、市の独自利用事務として新たに情報連携する事務が増加する可能性はある、また、セキュリ

ティ対策については、システム自体が不特定の外部と接続できない仕組みとなっており、ウイルス対策ソフト等についても整備し、セキュリティ対策には万全を期しているとの答弁がありました。

次に、議案第73号から議案第76号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。理事者側から、大間町、風間浦村及び佐井村との間においては、産業振興の分野に、地場産品の販路拡大事業を新規に追加するため、また、東通村との間においては、地場産品の販路拡大事業に加えて、他の町村とはすでに締結済みであるニホンザル被害対策事業及び有害鳥獣等被害対策事業の計3件について、産業振興の分野に新規に追加するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、定住自立圏形成による交付税措置額についての質疑があり、理事者側から、平成29年度は、特別交付税で8,400万円ほどが措置されているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、協定内容はどのようなときに変更するのか、また、今後の変更の可能性についての質疑があり、理事者側から、協定内容については、毎年度見直しはなされ、構成市町村の共通課題については、協議のもと、追加変更等があるとの答弁がありました。

また別の委員から、追加変更等に関わる会議の頻度について、また、それらの会議では一般住民の意見を聞く機会はあるのかとの質疑があり、理事者側から、会議については、構成市町村の担当課長会議及び共生ビジョン懇談会を行っており、年に3回ほどである。また、一般住民の意見については、共生ビジョン懇談会には、各分野の団体及び構成市町村で推薦する地域住民にも参画いただき、意見を頂戴しているとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（白井二郎） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第67号から議案第72号までについて、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（11番 佐賀英生議員登壇）

○11番（佐賀英生） 産業建設常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第67号 工事請負契約の一部変更契約についてであります。理事者側から、荒川橋架替工事に係る工事請負契約について、橋梁下部工施工に伴う土留範囲の増加及び土留綱矢板打込工法の変更等により、契約金額を変更するため、変更契約を締結するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、契約金額が約40%も増額となるのは大変なことでは信じていることであるが、前もってやるべき必要な調査をやっていないのではないかと質疑があり、理事者側から最も経済的かつ安全性を確保できる設計としていたが、工事着手の段階で不測の事態が判明したもので、調査としては平成4年度及び平成25年度に川の両側で必要なボーリング調査を実施し、今回の架替設計に取り入れているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、過去の2回のボーリング調査のデータから今回のような事態を予測できな

かったのかとの質疑があり、理事者側からボーリング調査で確認された玉石は数センチメートルから15センチメートル程度であったが、工事着手後には30センチメートルから1メートル弱ほどの玉石が多数確認され、土砂崩落の危険性があると判断し、安全性確保のため、掘削計画を大幅に見直したものであるとの説明がありました。

次に、議案第68号 指定管理者の指定についてから議案第70号 指定管理者の指定についてまでは一括議題として審査いたしました。

理事者側から、議案第68号については、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場の指定管理者をむつ商工会議所に指定し、議案第69号については、むつ市宮宮後牧野外4施設の指定管理者を田名部畜産農業協同組合に指定、また、議案第70号については、むつ市水川目地区堆肥センターの指定管理者を農事組合法人水川目酪農に指定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理者の候補者の公募状況について質疑があり、理事者側から、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場とむつ市宮宮後牧野外4施設については公募したがそれぞれ1者のみの応募で、むつ市水川目地区堆肥センターにはこれまでの実績や施設の利用者が水川目地区の農業者に限定されることを踏まえ、非公募であったとの答弁がありました。

また、別の委員から、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場及びむつ市宮宮後牧野外4施設について、一回指定管理者となった団体が引き続き指定管理者となる場合、慣れることで指摘事項や改善点がふえるという可能性はないかとの質疑があり、理事者側から、実績があり管理運営上のノウハウが蓄積されていて、現在のところ特段の支障や瑕疵も認められていないため問題はないと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、指定管理者制度について

は導入してから相当の年数が経っているので、指定管理者となる団体に苦勞をかけることのないよう、考え方や方法等について、その都度検討してほしいとの意見がありました。

次に、議案第71号 市道路線の廃止についてですが、理事者側から、脇野沢川の改修に伴い、一部が県道九艘泊脇野沢線と重複することとなった市道渡向4号線及び県道との重複部分があった市道瀬野渡向桂沢線の2路線を廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第72号 市道路線の認定についてですが、寄附を受けた約70メートルの北町18号線、開発行為により帰属を受けた約120メートルの南町連絡8号線と、前議案で廃止となる市道瀬野渡向桂沢線のうち、県道との重複部分を除いて2つの路線とした渡向桂沢線約800メートル及び渡向黒岩線約940メートルの4路線を指定するためのものであるとの説明があり、これに対し委員からこの市道認定に伴い、市道廃止となる箇所の確認がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（白井二郎） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第66号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（25番 鎌田ちよ子議員登壇）

○25番（鎌田ちよ子） 民生福祉常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

議案第66号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、市の国民健康保険事業の運営に関する協議会について、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の定数をそれぞれ5名から4名とし、これにより委員の総数を15名から12名に減員するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、定数を減らした理由について質疑があり、理事者側から、人口減や、後期高齢者医療開始などの影響により、国保被保険者数が合併当初と比較して半減していることや、今年度からの県単位化により国保の財政運営が県主体となったことで、市における財政管理がより限定的となったこと等、県内他市の状況等を勘案し、総合的な見地から委員の定数を12名とすることを平成28年度から検討してきたとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（白井二郎） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時35分まで暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました12議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いま

すので、ご了承願います。

◇議案第65号

○議長（白井二郎） まず、議案第65号 むつ市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第66号

○議長（白井二郎） 次は、議案第66号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第67号

○議長(白井二郎) 次は、議案第67号 工事請負契約の一部変更契約について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、荒川橋架替工事について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第68号

○議長(白井二郎) 次は、議案第68号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場の指定管理者を指定するためのものでありま

す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第69号

○議長(白井二郎) 次は、議案第69号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市宮宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第70号

○議長（白井二郎） 次は、議案第70号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市水川目地区堆肥センターの指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第71号

○議長（白井二郎） 次は、議案第71号 市道路線の廃止について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第72号

○議長（白井二郎） 次は、議案第72号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第73号

○議長（白井二郎） 次は、議案第73号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協

定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第74号

○議長(白井二郎) 次は、議案第74号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第75号

○議長(白井二郎) 次は、議案第75号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第76号

○議長(白井二郎) 次は、議案第76号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協

定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第13 請願の閉会中の継続審査について

○議長(白井二郎) 次は、日程第13 請願の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

民生福祉常任委員長から、現在委員会において審査中の事件につき、会議規則第112条の規定によりお手元に配布いたしました文書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。民生福祉常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、民生福祉常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程第14 むつ市選挙管理委員及び

補充員の選挙

○議長(白井二郎) 次は、日程第14 むつ市選挙管理委員及び補充員の選挙を議題といたします。

まず、むつ市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

むつ市選挙管理委員に畑中政勝氏、久慈徹雄氏、白川光治氏、尾見賢司氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方をむつ市選挙管理委員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました畑中政勝氏、久慈徹雄氏、白川光治氏、尾見賢司氏がむつ市選挙管理委員に当選されました。

次に、むつ市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

むつ市選挙管理委員補充員に、第1位畑中継雄氏、第2位上野昭夫氏、第3位越善彰氏、第4位下山益雄氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方をむつ市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1位畑中継雄氏、第2位上野昭夫氏、第3位越善彰氏、第4位下山益雄氏がむつ市選挙管理委員補充員に当選されました。

◎閉会の宣告

○議長(白井二郎) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第238回定例会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会